

2021年3月10日

発行：完全護憲の会

〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312

電話・FAX : 03-3772-5095

Eメール : kanzengoken@gmail.com

ホームページ : <https://kanzengoken.com/>

目次

例会・勉強会の延期について	P. 1
別紙1 事務局報告	P. 1
別紙2 政治の現況について	P. 2
別紙3 緊急警告 049号	P. 9
別紙4 緊急警告 050号	P. 10
別紙5 読者のひろば	P. 12

[例会・勉強会の延期について](#)

菅義偉首相は3月5日、新型コロナ特別措置法に基づく東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏1都3県に発令中の緊急事態宣言について、当初予定の3月7日のまでの期限を21日まで2週間再延長することを明らかにしました。

菅政権下における緊急事態宣言は1月7日に1都3県に発令され、1月13日には11都府県に拡大されました。2月に入ると栃木県を除く10都府県で1か月間延長され、2月28日をもって大阪府をはじめ6府県は解除されました。首都圏は再延長により2か月半にわたって宣言が続くことになります。

完全護憲の会におきましては、緊急事態宣言下にあっても1月の総会、例会は開催しましたが、2月は延期としました。今月の例会につきましても、もし緊急事態宣言がさらに延長された場合には、延期とさせていただきます。今後とも動向をみながら活動を続けていく所存です。

皆様のご理解ご協力をお願い致します。

完全護憲の会 運営委員会

<別紙1> [事務局報告](#)

福田玲三（事務局）

1) 来信

①芳賀法子氏（わだつみのこえフィールドワークの会）より（2月16日）

毎度ニュース有り難く拝受致しました。

ところで、大切に少しずつ読み進めました、シリーズ10号、ドラマ仕立てのような説き明かしを堪能させて頂きつつ、冤罪による、人権侵害のみならず、組織や個人のエゴによる「殺人」のおぞましさ。歴史の証人としての、筆者の並々ならぬ使命感を、読了後に感じました。

②深田哲士氏（鳥取県倉吉市）より

いつも沢山の貴重な情報とご意見を頂いており、ありがとうございます。

本当にどこを向いても課題ばかりの世になっております。

私たち、「憲法九条を愛する町のおっちゃんおばちゃん」も、昨年、安倍政権が終わって以来中断していた土曜日の街頭行動を早く再開せねばと危機感を募らせております。緊急事態宣言が解除されたら直ぐに再開するつもりです。

主なスローガンは「憲法九条を護ろう」「命を守る政治を」「核兵器禁止条約を批准せよ」ですが、ご指摘のように五輪など課題は山積しております。

続けてご教示いただきますようお願い申し上げます。

2) シリーズ 11 号の発行について

後藤富士子弁護士に執筆を依頼しているシリーズ 11 号「日本国憲法が求める司法改革」(仮題)は、序章、第 1 章(「法治国家から「法の支配」へ」、第 2 章(具体的事件と憲法)について第 3 章(「ロイヤヤー」と「弁護士」)が到着、第 4 章(日本国憲法が描く裁判官像)と終章(社会の隅々まで「法の支配」を)を現在執筆中。この春には脱稿の予定。

3) 緊急警告 049 号および 050 号を発信

緊急警告 049 号「核兵器禁止条約に反対する日本政府を糾弾する」(2 月 4 日) [<別紙 3>](#)、および 050 号「菅首相は、官僚の倫理崩壊を招いた政治家の責任を自ら明らかにせよ」(3 月 1 日) [<別紙 4>](#)を当会ホームページに掲載した。

4) 会員ブログ投稿 2 件

①「総務省幹部官僚違法接待問題と菅義偉首相の責任」(柳澤修)と、②新刊紹介『人新世の「資本論」』(福田玲三)が投稿された。① https://kanzengoken.com/?page_id=6303 ② [<別紙 5>](#)

5) 当面の日程 ※ 緊急事態宣言がさらに延長された場合は延期

第 84 回例会・勉強会	2 月 28 日(日)	中止(緊急事態宣言発令のため)
第 86 回運営委員会	3 月 7 日(日)	中止(同上)
第 84 回例会・勉強会	3 月 28 日(日)	13:30~16:30 三田いきいきプラザ
第 86 回運営委員会	4 月 4 日(日)	13:00~ 新橋・ばるーん

<別紙 2> [政治の現況について](#)

(1) 主なニュース一覧(2021/1/21-2/20)

- * 核兵器禁止条約が発効 52 カ国・地域が批准。日本は批准せず(2021/1/22)
- * コロナ緊急事態宣言、栃木を除く 10 都府県延長 3 月 7 日まで(2021/2/2)
- * 新型インフルエンザ対策特別措置法と感染症法改正法案が可決・成立(2020/2/3)
- * 東京五輪・パラリンピック大会組織委員会森喜朗会長、女性蔑視発言で辞任(2021/2/12)
- * 東証株価日経平均 3 万円台。バブル経済期の 1990 年以来、約 30 年ぶり(2021/2/15)
- * 橋本聖子五輪相が東京オリ・パラ大会組織委新会長に就任(2021/2/18)
- * 東京高裁、東電福島原発千葉訴訟で国の責任認める判決(2021/2/19)

(2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

① 東京新聞 TOKYO Web 2021年1月22日 ニュース記事

核兵器禁止条約が発効「新たな出発」 批准拒む日本政府に憤り

【ニューヨーク共同】 核兵器禁止条約が22日、発効した。核兵器を非人道的で違法と明記、開発や保有、使用を全面的に禁じ、廃絶を目指す初の国際法規。条約参加を拒否する米国やロシアなど核保有国は、互いに対立を深め軍備増強を進めている。だが、米国でバイデン大統領が就任し、国際協調回帰への期待は強い。

条約発効から1年以内にかかれる第1回の締約国会議は、条約推進派オーストリアの首都ウィーンで開催を予定。米国の「核の傘」に依存する日本は条約不参加だが、唯一の被爆国にオブザーバー参加を求める声も高まっている。

広島、長崎の被爆者は「新たな出発」と歓迎する一方で批准を拒む日本政府に対しては「戦争被爆国でありながら無関心を貫くのは怠慢でしかない」と憤っている。

条約はこれまで51カ国・地域が批准、署名は86。国連は条約を「核なき世界という長期目標の方向性を明示する極めて大切な役割がある」(グテレス事務総長)と位置付けており、核軍縮の進展につなげたい考え。

② 東京新聞 TOKYO Web 2021年1月23日 ニュース記事

核兵器禁止条約「署名する考えはない」と菅首相 公明は「日本が関わることに大きな意義」と主張

日本政府は、米国の「核の傘」に依存する安全保障政策を理由に、核兵器禁止条約に署名・批准しない方針だ。菅義偉首相は22日の国会で「わが国の立場に照らし、条約に署名する考えはない」と明言。1年以内にかかれる条約締約国会議のオブザーバー参加にも慎重な姿勢を示した。これに対し、公明党は将来的な条約参加の道は閉ざすべきではないと主張、野党からも早期批准を求める声が上がっている。
(柚木まり)

首相は22日、参院本会議で行われた代表質問での答弁で「核兵器のない世界を実現するためには、現に核兵器を保有する国を巻き込んで核軍縮を進めることが不可欠だ」と強調。核禁条約について「核兵器国のみならず、多くの非核兵器国からも支持を得られていない」と批判した。核兵器国と非核兵器国との「橋渡しに努める決意だ」とも語ったが、具体的な核廃絶の道筋は示さなかった。

公明党の山口那津男代表は首相への質問で、核禁条約について『『ヒバクシャ』の強い思いの結晶で、核兵器の保有や使用を初めて全面的に禁止した画期的な国際規範だ』と評価。「日本が条約のプロセスにかかわることに大きな意義がある」と、オブザーバー参加を求めた。同日の党会合では「わが国としても、最終的には批准できるような環境を整えていくのがあるべき方向性だ」と語った。

共産党の志位和夫委員長は22日のコメントで「唯一の戦争被爆国である日本が条約に参加すれば、核兵器のない世界の実現に向けて大きな前向きの変化をつくることは疑いない」と強調。国民民主党なども条約への参加を求める。立憲民主党は同日のコメントで「実効的な核軍縮・核廃絶を実現する」などとしたが、条約参加の是非には直接触れなかった。

③ 朝日新聞 DIGITAL 2021年1月22日

【社説】核兵器禁止条約の発効 廃絶元年、新たな歩みを前へ

核の脅威を国家が振りかざす愚かな時代を終わらせる。世界のそんな願いに立ち、核兵器をなくするという「廃絶元年」の時計が動き始めた。

きょう 22 日、核兵器禁止条約が発効した。保有、使用、威嚇から援助まで、あらゆる関与が全面的に禁じられる。国連での採択から 3 年半、50 を超す非核国が批准しての出発だ。

被爆者や国際世論の訴えが形になり踏み出す歴史的な一歩は、なお賛同せぬ被爆国・日本の針路を厳しく問うている。

■人類の到達点に立つ

この国際条約は、核兵器の存在理由を根源から問い直す。その価値を「必要悪」から「絶対悪」へと転換し、安全保障の考え方も国家ではなく人道の立場から追求するものである。

核兵器は無益で有害という観点から国際法で関与を縛り、「核は不要」の道義を国際世論に浸透させ、究極的に廃絶を導くねらいだ。

背を向ける核保有国と同盟諸国に法的拘束力は及ばず、ただちに核はなくせない。まずは核の役割を低減させる。保有国に使用をためらわせ、核軍縮へと動かす。そして「恐怖の均衡」に終止符を打つ。包囲網としての効果が期待される。

ただ、条約をより有効にするために、中身を詰めるのはこれからである。

条約は、核の保有や使用などをめぐる国同士の「援助」も禁じており、「核の傘」の下では何を違法とするか。将来、保有国が加われば核廃棄の過程をどう検証し、どの機関が担うのか――などだ。

先の大戦後の国連憲章により、国家間の武力行使は原則的に違法化され、安保理が歯止めをかける仕組みもできた。生物・化学兵器や対人地雷なども一歩ずつ条約で禁じてきた。

「最後の大量破壊兵器」を対象にした核禁条約は、人類がたどり着いた到達点であり、新たな起点でもある。

■環境を変える外交を

条約の始動とともに、核大国・米国に新大統領が誕生した。バイデン政権はトランプ前政権の核軍拡を転換し、「核なき世界」をめざしたオバマ路線に立ち戻る方針を掲げる。

この機に、日本政府はかたくなな姿勢を考え直すべきだ。

オバマ政権に対し「核の先制不使用」政策をとらないように働きかけ、核の現状を墨守しようとしたのは記憶に新しい。

「核の傘」の下に日本が置かれているとしても、その現実をどうすれば変えられるか能動的に計画し、行動すべきだ。

北東アジアから核の脅威を減らすために、朝鮮半島の非核化に本腰を入れる。中国の核戦力については、米国とロシアの軍縮枠組みに巻き込む環境づくりをめざす必要がある。

容易ではないが、大国の戦略に受け身である限り、核抑止への依存は変えられない。戦争被爆国である日本は主体的な外交努力を強め、核禁条約への参画を果たさなければならない。

核保有国と非核国の橋渡し役を掲げる以上、条約の締約国会議の場に座らずして双方をつなぐ対話も始めようがない。

年末にも開かれる会議では先述の課題のほか、核実験などの「被害者支援」や「環境回復」の規定の運用も議論になる。そこでは、被爆者援護や福島原発事故の経験が役立つはずだ。

日本政府が今年の国連総会に出した核兵器廃絶決議は、棄権国が過去最多となった。対米追従と条約への反対姿勢が失望をかった側面も大きい。国際社会での信頼回復と貢献の模索は急務の課題である。

■若い力で政治動かす

この元日、長崎市の平和公園で被爆者や若者ら約 60 人が、マスク越しに核廃絶を訴えて座り込んだ。条約が動き出す今年を「核廃絶元年」に据えた。

条約を推進する国際NGOは、まだ批准していない署名国への働きかけを強め、3年以内に批准100カ国到達をめざす。機運を高めようと、国内でも若い世代が動き始めた。

広島・長崎だけでなく東京の学生や社会人がコロナ下にオンラインでつながり、新年から「すすめ！核兵器禁止条約プロジェクト」に乗り出した。条約の意義や賛同者の声をSNSで発信し、輪を広げる。

広島出身で中心メンバーの慶応大2年、高橋悠太さん(20)は言う。「条約の価値と世界の変化を伝え、誰一人ヒバクシャにしない社会をつくりたい」

政府の態度を変えるには、国会での論議をもっと活発にしなければならない。

高橋さんらは、政治家に条約への賛否を尋ねて公開するサイト「議員ウォッチ」も運営するが、国会議員の賛同は2割にとどまる。衆院選に向けて条約参加を争点に押し上げ、有権者の判断材料にしたいと考える。

原爆を体験した世代が去る時が、近づく。核禁条約は、75年の願いをへて次世代に託された大きな遺産だ。歩みを進めるのはほかでもなく、これから生きる世代なのだ。

④ 毎日新聞 2021年1月23日

【社説】核兵器禁止条約と日本 被爆者の思い継ぐ関与を

核兵器を全面的に違法とする核兵器禁止条約が発効した。この日にあたって忘れてならないのは、核兵器の災禍を国際社会に訴えてきた被爆者の活動だ。

森重昭(しげあき)さんが広島で被爆したのは8歳のときだ。悲惨な体験を引きずりながら時が過ぎ、米兵にも犠牲者がいたことを知る。40歳に近づくころだった。

証言を聞き取り、資料を読んで米兵12人の名前を割り出した。遺族を捜し当てる苦勞もいとわなかった。「原爆の犠牲者に国籍は関係ない」という思いからだ。

平和を願うひたむきな姿勢が米国との絆を深め、5年前に広島を訪れた当時のオバマ大統領との抱擁につながる。83歳の今も被爆死した捕虜の調査を続けている。

核禁止条約が採択された翌年の2018年、国連でこう語った。「米国は持っている素晴らしい技術を人殺しではなく、平和のために使ってほしい」と。

オブザーバー参加必要

この発言を日本政府はどう受け止めただろう。核保有国と非核保有国の「橋渡し役」を自任しながら具体的な成果を出していない。

唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶決議案を毎年、国連に提出する一方で、条約については米国の「核の傘」に頼っていることを理由に署名しない。

核廃絶の理念は同じだと強調しつつ、「アプローチが異なる」と一蹴する。米国の顔色をうかがい、核軍縮に取り組むよう説得しようとししない。

これでは「橋渡し役」は果たせまい。行き詰まった戦略をどう転換するか。

中国や北朝鮮など東アジアの厳しい安全保障環境を踏まえ、核抑止力の強化が必要だという議論がある。だが、緊張が高まる今だからこそ、核兵器への依存度を減らすべきではないか。でなければ危険度は増すばかりだ。

条約発効を機に、「核なき世界」に向かう道を改めて探らなければならない。

まずは、条約の締約国会議にオブザーバーで参加することを検討すべきだ。傍聴だけか、発言権が与えられるかは、今後1年以内に開催される締約国会議で決まる。

日本が参加するメリットは大きい。戦争被爆国としての道義的責任を果たすことができる。米国の他の同盟国にも参加の道を開くことになるだろう。

条約の実施状況や核廃絶までのロードマップなどをめぐる議論にも参画できる。核抑止力に代わる安全保障のあり方も議論されよう。日本にとっても重大な課題だ。

意見表明が認められるなら、原爆被害の状況を訴えることもできる。76年後の今も被爆者は13万人以上おり、後遺症に悩んでいる。

原爆投下に伴う放射線の人体への影響はすべて解明されたわけではない。深刻な被害が長期化する実態を提起する場になるはずだ。

オブザーバー参加を求める与党の公明党は将来的な批准も視野に入れる。そのためには、より多くの国々が集結できる環境づくりが必要となる。

米の政権交代を好機に

日本が果たすべき役割は多い。8月には、新型コロナウイルス感染拡大で延期されていた核拡散防止条約（NPT）の再検討会議が開かれる。

NPTの無期限延長を決めた1995年の会議では核保有国が核実験全面禁止条約（CTBT）の制定を約束した。だが、米国などは批准しておらず、いまだ発効に至っていない。

前回会議では、中東非核地帯構想をめぐる対立から最終文書が採択されなかった。米国などが強く抵抗したためだ。非核地帯が増えれば、それだけ核拡散の余地が狭まる。こうした取り組みを日本は積極的に後押しすべきだ。

北朝鮮の核開発などアジアの安全保障環境の改善に向けて汗をかかなければならない。中国との信頼醸成を進め、緊張状態を緩和する努力も不可欠だ。

核廃絶のカギを握るのは、核兵器の9割を保有する米露だ。両国は2月5日に期限を迎える新戦略兵器削減条約（新START）の延長に合意する必要がある。

バイデン米大統領は核兵器の先制不使用を支持してきた。ハリス副大統領も上院議員時代に軍拡競争阻止の法案を提案している。

核軍拡を推進したトランプ前政権からの交代を好機とし、核軍縮路線に転換するよう、米国への働きかけを強めるべきだ。

⑤ 読売新聞 オンライン 2020年10月28日

【社説】核兵器禁止条約 安全保障の観点欠けている

核兵器廃絶を目指す精神は尊ぶべきだ。だが、核抑止力が安全保障に果たす役割を無視し、「禁止」を一方向的に迫る内容では、実効性に欠けると言わざるを得ない。

核兵器の開発や保有、使用などを包括的に禁じる核兵器禁止条約が、制定から約3年を経て、発効に必要な50か国・地域の批准を集めた。条約の規定により、90日後の来年1月22日に発効する。

米英仏中露の核保有国や、日韓など米国の同盟国は参加しておらず、条約には拘束されない。

批准国は、中南米やアフリカなど核の脅威に直接さらされていない国が多い。核兵器が持つ重みについて、認識を共有するのは困難だ。地雷やクラスター弾の禁止条約と同列には論じられまい。

条約の前文は、被爆者の苦しみに言及し、惨禍を繰り返さない決意を示している。核兵器の使用が人道に許されないという点には、議論の余地はない。

一方、安全保障の観点から見れば、核保有国や、米国の「核の傘」を必要としている国の個別の安保環境を考慮していない点で、条約には致命的な欠陥がある。

米国とロシアは、核戦力の均衡を通じて戦争を防ぐ枠組みを維持してきた。日本は、核保有国の中国、ロシアに近接し、北朝鮮の核の脅威に直面する中で、米国の核抑止力に依存している。ロシアと対峙た

いじするドイツも同じ状況だ。

米国の同盟国にとって、核使用の「威嚇」も禁止する条約の規定は、「核の傘」の信頼性の否定に等しい。日米安保体制や北大西洋条約機構（NATO）の根幹が揺らぐことになる。

現実の脅威に適切に対処しながら、地道に核軍縮を前進させるというのが、日本の立場だ。禁止条約は受け入れられない。締約国会議のオブザーバー参加も、条約への賛成と受け取られる可能性があり、慎重に対処すべきだろう。

日本は唯一の被爆国として核保有国と非保有国の対話を仲介し、亀裂を修復する必要がある。

世界の核兵器の9割を持つ米露が核軍縮を進め、軍拡競争に歯止めをかけることが先決である。来年2月に失効する新戦略兵器削減条約（新START）の延長に向け、歩み寄りの動きが出ているのは多少なりとも明るい兆候だ。

世界の大半の国が参加する核拡散防止条約（NPT）の役割も、高めねばならない。NPT脱退を宣言して核開発を続ける北朝鮮を非核化させることは、NPT体制の信頼回復への手立てとなる。

⑥ 産経新聞 THE SANKEI NEWS 2021年2月1日

【主張】核兵器禁止条約 「署名せず」が日本を守る

核兵器の開発や実験、保有、使用を全面的に禁ずる核兵器禁止条約が、批准した50カ国・地域で発効した。

日本はこの核禁条約に加わっていない。

菅義偉首相は22日の国会で、「現実的に核軍縮を進める道筋の追求が適切であるとのわが国の立場に照らし、条約に署名する考えはない」と表明した。

締約国による国際会議への日本のオブザーバー参加についても「慎重に見極める必要がある」と述べて距離を置いた。

唯一の戦争被爆国として日本が核兵器廃絶や核軍縮を追求するのは当然である。

だが、核禁条約では核廃絶や軍縮、平和の実現につながらない。日本が加われば、むしろ北朝鮮や中国、ロシアの核の脅威に一層さらされることになる。

政府には、再び核の惨禍に見舞われないよう日本を守り抜く責務がある。菅首相が不署名の方針をとっていることは、国民を守る責務を果たすもので妥当だ。

核禁条約には、核兵器の放棄や不保持の検証についての実効性ある規定はない。

核保有国は一国も加わっていない。日本や北大西洋条約機構（NATO）加盟国、韓国など、米国の核抑止力（核の傘）を利用して自国の安全を保とうとしている国も署名していない。

今の科学技術の水準では、外国からの核攻撃を防ぐ確実な方法は見つかっていない。核兵器による反撃力を自国または同盟国が持つことにより、核攻撃やその脅しを抑止することが必要だ。

戦後の日本は冷戦期から今にいたるまで、核の脅威にさらされてきた。歴代政権は、国防に核抑止力が不可欠との立場をとってきた。それを自国では用意せず、日米安全保障条約に基づく米国の核戦力に依存してきた。

核抑止の備えを一方向的に解けば、放棄しない国の前で丸裸になる。もし全核保有国が放棄しても、その後に核武装する国やテロ組織が現れる恐れがある。

核禁条約に加わることは結果的に、日本国民を核の脅威から守る核抑止力の効果を減じさせることになってしまう。

日本は広島、長崎の悲劇を世界に伝え、核禁条約とは別の形で核軍縮を促す外交を進めるべきだ。北

朝鮮の核・ミサイル戦力の放棄も強く迫らねばならない。

⑦ 沖縄タイムス プラス 2021年1月22日

【社説】「核兵器禁止条約発効」批准してこそ被爆国だ

核兵器の開発や保有、使用、核による威嚇を全面違法化する初の条約「核兵器禁止条約」がきょう効力を発する。「核なき世界」の実現へ向けた規範を歓迎したい。

核兵器がいかに非人道的かは、75年前のヒロシマやナガサキが如実に示している。

条約の実現には被爆者が長年、国際社会に向けて自らの過酷な体験を語り、条約の必要性を粘り強く訴えてきた経緯がある。被爆者らの運動が果たした役割は大きい。

ただ、条約が発効してもなお核廃絶への道のりは遠い。

条約に批准したのは中南米やアフリカ、オセアニアの小国を中心に51カ国・地域にとどまる。米英仏口中の核保有五大国は参加せず、条約を順守する義務は負わない。

唯一の戦争被爆国で、条約に真っ先に署名・批准すべき日本も参加していない。中国や北朝鮮の核軍備に対し、米国の「核の傘」に頼る安全保障上の理由からだ。

ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の推計では、昨年1月時点の世界の核弾頭数は計1万3400発。約9割を米ロが保持するとみられる。

トランプ前米政権は核兵器の近代化を推し進め、ロシアは中・短距離の戦術核を増強しているとみられる。中国は核弾頭数を10年間で倍増させると米国防総省は分析する。北朝鮮も核戦力増強に突き進んでいる。

肝心の核保有国が条約に参加しなければ実効性は乏しい、と疑問視する声は根強い。このままでは条約が形骸化し、軍拡が進む恐れすらある。



日本は、核保有国と非保有国の「橋渡し役」を担うと繰り返しているものの残念ながら積極的な役割を果たしていない。

核保有を米英仏口中の5カ国のみに限る核拡散防止条約（NPT）を通じて核軍縮を進めるのが現実的、との立場にこだわり続ける。だが、具体的な成果を上げていない。

条約が発効された以上、「わが国のアプローチとは異なる」と背を向けたままでは許されない。被爆国としての責任や自覚を持ち、一歩でも二歩でも世界が軍縮へ進むよう具体的な努力をすべきだ。

米国では、核軍縮に前向きな姿勢を示すバイデン新大統領が就任した。前政権下の計画の見直しを検討しているという。

日本には、こうした核保有国の変化にも目を向けながら、核を巡る対立が少しでも和らぐよう機運を高めてもらいたい。



反核運動に力を注ぐカナダ在住の被爆者サーロー節子さん（89）が語ったように「核兵器の終わりの始まり。本当の闘いはこれから」である。

長崎大・核兵器廃絶研究センターは、条約が核実験を含む被爆者の援助を柱に据えているとし、日本が被爆国としての経験と知見を提供するよう提言した。

この機会に日本も条約を批准すべきだ。まずは1年以内に開かれる締約国会議にオブザーバーとして参加してもらいたい。果たすべき役割が見えてくるはずだ。

⑧ 東京新聞 TOKYO Web 2021年1月23日

【社説】核禁条約発効 理想に一歩近づいた

核兵器の使用や保有などを全面的に禁止する、核兵器禁止条約が発効した。小さな一歩だが「核なき世界」に近づいた。唯一の戦争被爆国・日本は、理想実現に向けて協力を惜しんではならない。

核兵器は最大級の非人道兵器であり、世界に 13000 発以上ある。しかし、包括的に禁止する条約はなかった。それだけに、条約発効には大きな意味がある。

まず、核兵器への見方が大きく変わるだろう。条約が発効した国・地域において核兵器は、「力の象徴」ではなく「非合法」な存在となるからだ。

核保有国が条約に反発するのは、この心理的効果を恐れてのことだ。核拡散防止条約（NPT）など、核軍縮の枠組みにも前向きな影響を与えるに違いない。

この一年、世界の国々は新型コロナウイルスとの闘いが続き、200 万人以上が犠牲となった。

非政府組織（NGO）の試算によれば、核大国の米国が 2019 年に使った核軍備費を医療費に置き換えると、集中治療室のベッド 30 万床、人工呼吸器 35000 台などを用意できたという。

核兵器をどれだけ多く持っていて、一人一人の命を守れるわけではない。コロナ禍から学んだこの教訓を心に刻みたい。

条約には核保有国や核の傘に入っている国々が参加していない。そのため、核軍縮につながらないという否定的な意見もある。

しかし、今では当たり前である奴隷制の否定や植民地の廃止、女性への参政権も、実現不可能と思われていた時代があった。

現状に甘んじず、あえて高い理想を掲げることが、社会を変える力となる。このことは歴史が証明している。核兵器禁止も、決してあきらめてはなるまい。

核を持つことで、戦争が避けられるという「抑止効果」を信じている人も少なくないだろう。

即座に廃絶できないにしても、核の危険な均衡に、われわれの未来を託し続けていいのだろうか。

年内にも条約の締約国会議が開かれ、核兵器廃棄の期限といった運用策が話し合われる。

米国は核禁条約に反対しているが、バイデン新政権は予算削減のため、国防戦略における核兵器の役割を縮小する方針と伝えられている。取り組みに期待したい。

日本政府は条約を無視する姿勢を改め、締約国会議にオブザーバー参加すべきだ。そして核なき世界の実現を望む日本と世界の人々の声に、耳を傾けてほしい。

<別紙 3> [緊急警告 049 号](#)

核兵器禁止条約に反対する日本政府を糾弾する

2021 年 1 月 22 日、核兵器の使用と実験による壊滅的被害を阻止する初の法規として「核兵器の禁止に関する条約」（核兵器禁止条約）が発効した。

条約前文では、「あらゆる核兵器の使用から生ずる壊滅的で非人道的な結末を深く憂慮し、したがって、いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法として、核兵器を完全に廃絶することが必要であることを認識し」とし、核兵器の開発から実験、生産・製造、保有、他国からの取得、威嚇、使用までを全面的に禁止している。

条約は、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）を中心とした粘り強い活動により、2017 年 7 月に国連で採択され、昨年 10 月に発効に必要な批准数 50 か国を満たし、この日の発効となった。

21 年 1 月 22 日現在、世界 52 の国と地域が批准または加入している。さらに、署名は済ませたものの

批准していない国と地域が 34、国連での条約採択時に支持を表明したものの署名も批准もしていない国と地域が約 40 ある。一方で、批准していない国・地域への法的拘束力はなく、米ロなど核保有国は条約自体に反対している。

この条約について毎日新聞が 2020 年 11 月 8 日に発表した調査では「参加すべき」70%、「参加する必要ない」17%、「わからない」13%。また朝日新聞が 11 月 14、15 日に行った調査では「参加する方がよい」59%、「参加しない方がよい」25%、「その他・答えない」16%となっており、多数の国民がこの条約に賛同している。

これに対して菅義偉首相は 21 年 1 月 22 日、参議院本会議で「わが国の立場に照らし、条約に署名する考えはない」と明言、「核兵器のない世界を実現するためには、現に核兵器を保有する国を巻き込んで核軍縮を進めることが不可欠」と強調し、核兵器国と非核兵器国との「橋渡しに努める決意だ」と語ったが、これらが口先だけの欺瞞であることは、容易に看破できる。

世界で唯一の被爆国民の悲願に背反する日本政府の態度は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」（日本国憲法前文）に違反している。

現衆議院議員の任期は今年 10 月 21 日までで、今から 8 カ月以内に必ず総選挙が行われる。この機に、核兵器禁止条約への賛否を選挙の重要な課題の一つとし、保革を問わず、与野党を問わず連携し、非人道的な核兵器に固執する少数派の思惑を浮かび上がらせようではないか。

このたび、核兵器を巡る国際情勢を調べている NPO 法人「ピースデポ」（横浜市）は、日本反核法律家協会など 20 団体の賛同を得て「北東アジア非核地帯構想」を菅首相に提出した（東京新聞 2 月 3 日付）。

この構想は、日本と韓国、北朝鮮の 3 国が核開発などを禁止し、米国、中国、ロシアがこの 3 国に核攻撃や威嚇を行わないと約束するものであり、日本が米国の「核の傘」から離脱し、核兵器禁止条約に参加する具体策として注目される。

しかし、まずは日本国自身が、たとえ米国の「核の傘」の下にあらうとも、唯一の被爆国として、被爆者の悲願でもあり大多数の国民の願いでもある核兵器禁止条約に署名し批准することが先決であろう。そして改めて、遅れをとった核兵器全面禁止運動の先頭に立つべきである。それでこそわれわれは、憲法前文が掲げる国際社会における「名誉ある地位」を占めることができるのである。

全世界の核兵器絶対悪・全面禁止運動の高まりの中でこそ、日本国民の意識が変革され、米国の「核の傘」を脱することが可能となる。

偶発的にもせよ、北東アジアで核戦争が勃発すれば、小さな島国・日本は壊滅する。たとえ米軍が核による反撃をしたところで、すでに壊滅したわが日本国民にとって何の役にも立たない。

われわれは、このリアルな現実をこそ、直視しなければならない。そしてこの厳しい現実から目をそらさせ、曇らせ、米国の「核の傘」が不可欠だと思い込ませ、人類の悲願ともいべき核兵器全面禁止条約に反対しているのが、現在の日本政府なのである。

日本政府・菅政権は、見せかけの「橋渡し役」を演じることを止め、ただちに核兵器禁止条約に参加すべきである。

(2021 年 2 月 4 日)

<別紙 4 > [緊急警告 050 号](#)

菅首相は、官僚の倫理崩壊を招いた政治家の責任を自ら明らかにせよ

「行政がゆがめられたという事実は確認できない」

これは、総務省の身内調査を受けての、武田総務大臣の国会答弁である。

2月24日総務省は、同省の許認可事業である衛星放送を営む(株)東北新社による幹部官僚接待が、過去5年間、13名に対し39回行われていたこと、及び接待を受けた官僚の処分を発表した。調査は総務省が幹部官僚へのヒアリングと東北新社への聞き取りで行い、週刊文春で報道された4人以外の9人が自己申告することはなく、主に東北新社への聞き取りで判明したとのこと。こうした身内調査を受けての総務大臣の発言を、誰が信用できるというのか。

実際、今国会衆院予算委員会では、菅総理の長男・菅正剛氏が取締役を務める東北新社グループの子会社「株式会社囲碁将棋チャンネル」が2018年に総務省から業務認定を受けたが、「東北新社子会社だけハイビジョン未対応で認定」(毎日新聞 2021年2月12日)されるという疑惑も指摘されているのだ。この認定を決定した当時の情報流通行政局のトップが今回内閣広報官を辞任した山田真貴子氏だということである。

安倍長期政権以降、政治家と、政治家に忖度する官僚の虚偽答弁が何回繰り返されてきたことか。政府トップの首相や閣僚が平気で虚偽答弁をするのにつられて、官僚も虚偽答弁に対する罪悪感がなくなっているという、極めて嘆かわしい状況である。今回の接待問題でも、「東北新社は利害関係者に当たらないと思っていた」、「衛星放送、BS・CSの話はなかった」などと官僚が虚偽答弁し、証拠の音声は報道されると止むを得ず認めるという体たらくである。農水省官僚への接待問題も発覚し、正に官僚は倫理崩壊状態である。

こうした官僚の目も当てられないような倫理崩壊状況をもたらした根本には、安倍自公長期政権と、これを継承した菅政権の政治腐敗があると言わなければならない。

今回の総務省不祥事を受けて菅首相は、当初の「長男は別人格」発言から一転し、「長男の関与」について謝罪したが、単なる謝罪で収まる問題ではなく、もっと深い闇があるのではないかと懸念されている。

総務省の調査報告書には、単に官僚名と接待の回数、金額、処分内容が記されているに過ぎない。いかにも早く幕引きを図りたいとの思惑が見え隠れするが、この問題の本質は、なぜこれだけ多くの官僚が接待を受けていたかである。総務省は放送や通信事業の許認可権限を持ち、事業者との付き合いには、特に注意を要することを、幹部官僚が承知していないはずはない。にもかかわらず、リスクを冒してまで接待に応じていたのはなぜなのか。その真相が判明していないのである。

どの業界にしろ、民間事業者が接待する目的は、相手が民間人であろうと公務員であろうと、単に世間話をするためではない。例えば東北新社が農水省の職員を接待することは考えにくい。会社事業に無関係な懇親費用を、まともな会社であれば経費で落とすことなど認めないはずである。具体的な事業の話がなくとも、相手との良好な関係を保つため、あるいは一般的な事業の情報収集のためなど、何らかの目的がある。そうした事業者の目的があるからこそ、公務員にあっては国民の不信を招かないために、国家公務員倫理法で利害関係者からの接待を禁止しているのである。

国家公務員倫理法第3条第3項

職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

身内の調査に対する処分は、総務審議官2名の減給2/10、3カ月が最高で、音声は公開された担当局

長の処分は減給 1/10、3 カ月と極めて軽く、引責辞任する官僚は出ていない。そんななか、高額接待を受けていた当時の総務審議官で、現在内閣広報官の山田真貴子氏が、体調不良を理由に辞職した。菅首相の意向で初の女性広報官に抜擢した山田氏を、最後まで辞職させなかった菅首相の判断に非難が集中するのは当然である。

巷間言われているのは、「菅首相長男のいる会社からの誘いを断れなかった」という、ある種官僚への同情論的推測だが、首相本人が直接政治献金 500 万円を受け取り、会食もしている事実がある。総務副大臣、総務大臣を務め、官房長官になってからも総務省に強い影響力を持ち続けた菅首相が、東北新社創業者と極めて近い関係にあることを、官僚は承知していたはずである。長男の存在のみならず、首相自身の東北新社びいきが根源にあるのではないか。首相は国会答弁で、「東北新社の歴代社長の個人献金で、適正に処理している」「パーティー券も適正に処理している」と回答しているが、会食については「したことはあるが、時期は記憶がない」とし、調査にも応じていない。更には、東北新社が総務省の許認可事業者であることも知らなかったと答弁しているのである。

菅首相は、信念として「自助・共助」を「公助」に優先する政治姿勢であるが、自身はその地位を利用して長男を大臣秘書官にしたり、コネを利用して東北新社に入社させたりしたことを、自分の信念に反すると思っていないのか。思っていないのであれば、余程鈍感と言わざるを得ない。

菅首相は、学術会議会員任命拒否の理由として、憲法第 15 条第 1 項の「公務員の選定・罷免が国民固有の権利である」を引っ張り出し、あたかも自身にその権限があるかのように間違っただ拡大解釈をさせた経緯があるが、今首相に求められるのは、第 15 条第 2 項を正しく理解し、そのうえで行政がゆがめられた事実と、自らの責任を明らかにすることである。

憲法第 15 条第 2 項

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

(2021 年 3 月 1 日)

<別紙 5> [読者のひろば](#) (ご意見・情報など、なるべく 600 字以内で投稿歓迎)

■デモリサ(DEMO - RESE) 森 正孝氏より

アイヌ民族編「アイヌ民族が語る!アイヌと日本のマイノリティー」をお届けします。

・ Part 1 : <https://youtu.be/FLdTFr0nWZg> ・ Part 2 : <https://youtu.be/68oGkd8ETBE>

※デモリサの今までの作品は下の URL でご覧ください。

<https://www.youtube.com/channel/UCTuQ8Xwc9On5I2esJ10VKQA>

このたび、DEMO-RESE・TV(You Tube デモリサ・民主主義研究所)のスタッフとともに、添付しました「ZAN プロダクション」を立ち上げることになりました。ZAN とは「斬」を意味します。この不正義と欺瞞・差別に満ちた日本社会を、斬り、まっとうな人間社会を創造すべく、ネット・YouTube を介して、発信していこうと考えたものです。個人、グループ団体を問わず、そうして趣旨で情報発信の意思をお持ちの方のお手伝い・ご相談をさせていただきたいと思っています。

このコロナ下の中、ぜひ、共に、発信していきましょう。

・「ZAN プロダクション」代表・森 正孝 ・連絡先事務局:info@zan-g.com

「地球は新たな年代に突入した」とノーベル化学賞受賞者のパウル・クルツェンは言い、それを地質年代として「人新世」と名付けることを提案した。人間たちの活動の痕跡が地球の表面を覆いつくした年代という意味だ。

地質学の時代区分を見ると、現代は「新生代」中の「第四紀」の「完新世」に当たる。1万年前から続いている完新世を終わりにして、人新世に変えようということらしい。

新聞で評判の本書を読了して目の覚める感銘と不朽の感動を覚えた。

以下に本書の荒筋を記す。

第1章

2016年に発効したパリ協定が目指したのは2100年までの気温上昇を産業革命以前と比較して2°C未満（可能であれば、1.5°C未満）に抑え込むことだ。

すでに1°Cの上昇が生じているなかで、1.5°C未満に抑え込むためには、今すぐ行動しなければならない。具体的には、2030年までに二酸化炭素排出量をほぼ半減させ、2050年までに純排出量をゼロにしなければならない。

もし現在の排出ペースを続けるなら、2030年には気温上昇1.5°Cのラインを越え、2100年には4°C以上の気温上昇が危惧される。

気温上昇が4°Cまで進めば、被害は壊滅的なものになり、東京の江東区、墨田区、江戸川区などは、高潮でほとんど冠水するといわれている。大阪でも淀川流域の大部分が冠水し、沿岸部を中心に日本全土で1000万人に影響するという予測もある。

世界規模で見れば、億単位の人々が現居住地からの移住を余儀なくされ、人類が必要とする食糧供給は不可能になる。こうした被害が恒常的に続くのだ。

第二次世界大戦後の経済成長とそれに伴う環境負荷の増大は、冷戦体制の崩壊後、さらに強まっている。このような時代が持続可能なはずがない。

これまでの南北問題も含め、資本主義の歴史を振り返れば、先進国の豊かな生活の裏側では、さまざまな悲劇が繰り返された。資本主義の矛盾がいまグローバル・サウス（世界化における南部問題）に凝縮されている。

グローバル・サウスからの資源やエネルギーの収奪に基づいた先進国のライフスタイルは「帝國的な生活様式」と呼ばれる。

グローバル・サウスの人々の生活条件の悪化は資本主義の前提条件であり、南北の支配従属関係は例外的事態ではなく、平常運転なのだ。

先進国の豊かさには、このように代償を遠くに転嫁して不可視化してしまうことが不可欠である。これは「外部化社会」と呼ばれ、絶えず外部性を作り出し、そこに負担を転嫁する。

ところが資本主義のグローバル化が地球の隅々まで及んだために、新たな収奪の対象となるフロンティアが消滅してしまった。

搾取の対象は人間の労働力だが、それは資本主義の一面で、もう一方の本質的な側面は地球環境だ。人間を資本蓄積のための道具として扱う資本主義は、自然もまた単なる略奪の対象にする。

このことが本書の基本的主張の一つだ（P.32）

そのような社会システムが無限の経済成長を目指せば、地球環境は当然危機的状況に陥る。

この帝國的な生活様式は日常生活を通じて絶えず再生産されるが、その暴力性は遠くの地で発揮されるため不可視化され続ける。

それを見ないようにして、帝國的な生活様式は一層強固になり、危機対応は先延ばしされた。

人類の経済活動が全地球を覆ってしまった「人新世」とは、そのような収奪と転嫁のために外部が消尽した時代だ。

この転嫁による外部性の問題点をマルクスは19世紀半ばに分析していた。

第一の転嫁方法は、環境危機を技術の発展で乗り越えようとする方法だが、例えば化学肥料の使用による農業の発展は大規模な環境問題を引き起こす。

第二の方法が空間的転嫁だが、この試みは原住民の暮らしや生態系に大きな打撃を与え、矛盾を深める。

第三の方法が時間的転嫁だが、例えば森林の過剰伐採は気候変動を招き、将来世代に大きなツケを残す。

これらの方法による被害に周辺部が真っ先に晒される。そして資本主義より前に地球がなくなる。

第2章

資本主義は負荷を外部に転嫁することで経済成長を続けていく。

外部化がうまくいっている間は、先進国に住む私たちは環境危機に苦しむことなく豊かな生活を送ることができた。

そうしているうちに、後戻り不能点まで残された時間がわずかになった。

国連がSDGsを掲げ「緑の経済成長」を追及している。

これは現実逃避だ。経済成長か、それとも気温上昇1.5°C未満か、どちらかしかない。

このような現実逃避で帝國的な生活は維持され、近い将来私たちはその報いを受ける。

第3章

経済成長を諦め脱成長を気候変動対策の本命としなければならない。

経済成長をしなくても既存の資源をうまく配分すれば、社会は今以上に繁栄できる。

世界全体が持続可能で公正な社会に移行しなければ地球は住めなくなり先進国の繁栄も脅かされる。

だが外部化と転嫁に依拠した資本主義では世界的な公正さを実現できない。

私たちが環境危機の時代に、自分だけが生き延びようとしても、時間稼ぎはできても、地球は一つしかないから、最終的には逃げ場がなくなる。

平等を軸に考えたとき「人新世」の時代における未来の選択肢が4つある。

- ① 気候ファシズム。経済成長と資本主義にしがみついて生き残ろうとする超富裕層。
- ② 野蛮状態。気候変動で環境難民が増え食糧生産が落ち、大衆が反乱し万人の万人に対する闘争となる。
- ③ 気候毛沢東主義。野蛮状態を避けるためにトップダウン型の気候変動対策をとり、自由民主主義の理念を捨て中央集権的な独裁国家が成立。
- ④ 脱成長コミュニズム。民主主義的な相互扶助による公正で持続可能な未来社会。

最後の④、手がかりは脱成長だ。資本は手段を択ばない。惨事に便乗し、最後まであらゆる状況に適応する強靭性を発揮し、環境危機を前にしても自ら止まらない。

気候危機対策は一つの目安として生活レベルを1970年代後半の水準まで落とすことを求めている。

資本主義は70年代に深刻なシステム危機に陥り、この危機を越えるために新自由主義が導入されたが、民営化、規制緩和で格差が拡大した。

私たちの手で資本主義を止めて脱成長型のポスト資本主義に向けて大転換することだ。

資本主義の下で先進国で暮らす大多数の人々は依然として貧しい。米国の若年層は資本主義よりも社

会主義に肯定的だ。

脱成長は平等と持続可能性を目指す。

第4章

「人新世」の環境危機をマルクスならばどのように分析するか。古びたマルクス解釈を繰り返さず、新しいマルクス像を提示しよう。

マルクスにとって Kommunismus とはソ連のような一党独裁と国営化の体制を指すものではなかった。彼にとって Kommunismus とは生産者たちが生産手段を共同で管理・運営する社会のことだった。

若年時代のマルクスは資本主義の発展が、生産力の上昇と過剰生産恐慌によって革命を準備してくれるという楽観論を抱いていた。いわゆる「生産力至上主義」だ。

だが 1848 年の革命は失敗し 1858 年の恐慌も同じだった。恐慌を乗り越える資本主義の強靱さに、マルクスは認識を修正する。それは「資本論」刊行以後のことだった。

マルクスは誤解されていた。資本主義は生産力を引き上げ、将来の社会で豊かで自由な生活を送る準備をしてくれる、つまり「進歩史観」だ。

マルクスの「進歩史観」（いわゆる「史的唯物論」）には「生産力至上主義」と「ヨーロッパ中心主義」の2つの特徴がある。

「生産力至上主義」は、生産が環境にもたらす破壊作用を完全に無視した。

マルクスの草稿やノートを大量に含む新たな全集の編集を通じて、晩期マルクスの環境保護的な資本主義批判に光が当たった。マルクスは「生産力至上主義」からはっきりと決別していた。

「資本論」第1巻刊行以後、マルクスは「ヨーロッパ中心主義的な進歩史観」からも決別した。

晩期マルクスは大転換した。

第5章

経済成長のための「構造改革」が繰り返されることで、世界で最も裕福な資本家 26 人は貧困層 38 億人（世界人口の約半分）の総資産と同額の富を独占している。

第6章

欠乏を生んでいるのは資本主義だ。私財が公富を減らしていく。

資本主義発足以前、土地や水といった公富は潤沢だった。公富は電力や水だけではない。生産手段そのものも公富にしてゆく必要がある。労働者たちが共同出資して生産手段を共同所有し共同管理する組織が労働者協同組合だ。

労働者協同組合は労働者の自治・自律に向けた一歩として重要な役割を果たす。それが可能なのは、社長や株主の私有ではなく国営企業でもなく労働者たち自身による社会的所有だからだ。

脱成長 Kommunismus は豊潤な経済を作る。

第7章

脱成長 Kommunismus が世界を救う。

マルクスの脱成長の思想は 150 年近く見逃されてきた。今はじめて「人新世」の時代へと「資本論」が更新される。

脱成長 Kommunismus の柱

- ① 使用価値経済への転換
- ② 労働時間の短縮

- ③ 画一的な分業の廃止
- ④ 生産過程の民主化
- ⑤ 労働集約型産業の重視（ケア労働など）
くだらない仕事の軽視（マーケティング、広告、金融業、保険業など）

第8章

マルクスが進歩史観を完全に捨て脱成長を受け入れるようになった背景にはグローバル・サウスへのまなざしがあった。

気候変動を引き起こしたのは先進国の富裕層だが、その被害を受けるのはグローバル・サウスの人々と将来世代だ。この不公平を解消すべきだというのが気候正義だ

晩期マルクスのグローバル・サウスから学ぶ姿勢は21世紀にますます重要性を増している。資本主義が引き起こす環境危機はグローバル・サウスにおいて、その矛盾が激化しているからだ。

バルセロナの気候非常宣言（2020年1月）は気候正義を革命のテコにしようとしている。バルセロナの運動は国境を越えて広がっている。

「資本主義の超克」、「民主主義の刷新」、「社会の脱炭素化」という三位一体のプロジェクトの着地点は相互扶助と自治に基づいた脱成長 Kommunismus だ。

おわりに

フィリピンのマルコス独裁を打倒した革命（1986年）やシュワルナゼ大統領を辞任させたグルジアのバラ革命（2003年）は、3.5%の非暴力的な市民の不服従がもたらした社会変革の一例だ。

地球の未来は本書を読んだあなたが3.5%のひとりとして加わるかどうかにかかっている。

(以上)

※ 新聞掲載の広告によれば、本書は2021新書大賞第1位で20万部を突破！とある。20万人といえど日本の大学生総数の1割弱に当たり、頼もしいことだ。

たまたま当会ニュース読者の深田哲士氏（鳥取県・『象徴としての日本国憲法』著者）が本書の愛読者と知った。同好の有志の拡大を期待している。

◆当会への入会ご案内（会費は無料） 参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書

No. _____

氏名	
ふりがな	
入会年月日	20 年 月 日
メールアドレス	
住所	〒
電話番号	
入会金（1000円）	<input type="checkbox"/> 支払い済み <input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)